

四日市市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第41号

四日市市特別会計条例の一部を改正する条例

四日市市特別会計条例（昭和39年四日市市条例第20号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1)から(4)まで （略）</p> <p><u>(5)</u> （略）</p> <p><u>(6)</u> （略）</p> <p><u>(7)</u> （略）</p> <p><u>(8)</u> （略）</p> | <p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1)から(4)まで （略）</p> <p><u>(5) 四日市市住宅新築資金等貸付事業</u></p> <p><u>特別会計</u></p> <p><u>住宅新築資金等貸付事業</u></p> <p><u>(6)</u> （略）</p> <p><u>(7)</u> （略）</p> <p><u>(8)</u> （略）</p> <p><u>(9)</u> （略）</p> |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の四日市市特別会計条例第1条第5号の規定に基づく四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計に係る令和3年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

（財政経営部財政課）